

香川県条例第8号

香川県自然環境保全条例及び香川県立自然公園条例の一部を改正する条例

(香川県自然環境保全条例の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例（昭和49年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国等に関する特例)</p> <p>第22条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第18条第4項又は第19条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に<u>協議しなければならない</u>。</p> <p>2 略</p>	<p>(国等に関する特例)</p> <p>第22条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第18条第4項又は第19条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に<u>協議し、その同意を得なければならぬ</u>。</p> <p>2 略</p>

(香川県立自然公園条例の一部改正)

第2条 香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公園事業の執行)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に<u>協議して</u>、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の<u>協議をしよう</u>とする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した<u>協議書又は申請書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第2項の<u>協議をした</u>者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県以</p>	<p>(公園事業の執行)</p> <p>第9条 公園事業は、県が執行する。</p> <p>2 県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に<u>協議し、その同意を得て</u>、公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の<u>同意を得よう</u>とする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第2項の<u>同意を得た</u>者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県以</p>

外の地方公共団体にあっては知事に協議しなければならず、地方公共団体以外の者にあっては知事の認可を受けなければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9・10 略

(承継)

第11条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）が県以外の地方公共団体である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2~4 略

(認可の失効及び取消し等)

第13条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第9条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第9条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

外の地方公共団体にあっては知事に協議し、その同意を得なければならず、地方公共団体以外の者にあっては知事の認可を受けなければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9・10 略

(承継)

第11条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）が県以外の地方公共団体である場合にあっては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2~4 略

(認可の失効及び取消し等)

第13条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第9条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第9条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 略